

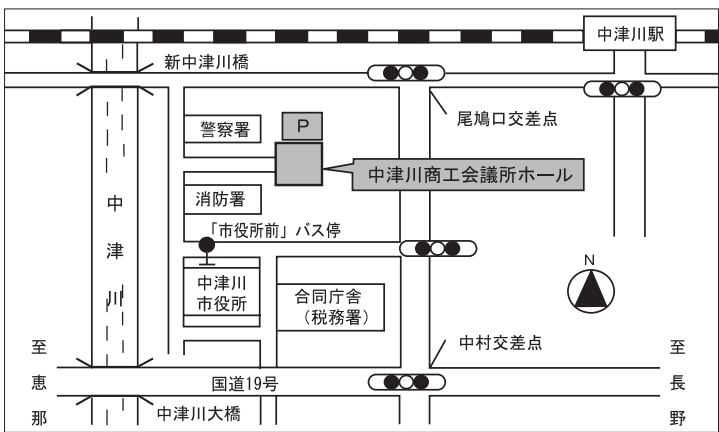
2月16日(月) 3月16日(月) (土・日を除く)

申告は自分で書いてお早めに

平成20年分の所得税と市・県民税の申告受付が2月16日(月)から始まります。期間の終盤は混雑しますので、申告は早めに済ませましょう。記載が完了した申告書は、郵送で提出してください。

送付・問い合わせ

確定申告〒508 8611 中津川市かやの木町4 3
 中津川税務署☎0573 66 1202
市・県民税申告〒509 7292 (住所不要)
 市役所税務課市民税係☎26 2111 (内線504・506)



確定申告

とき 2月16日(月) 3月16日(月) 午前9時 午後5時(土・日を除く)
ところ 中津川商工会議所ホール
 期間中、税務署で申告相談は行いません

確定申告の必要な方

事業を行っている方、不動産収入のある方、土地や建物を買った方などで、平成20年中の所得金額の合計額が所得控除の合計額を超える場合、給与所得者で、給与収入が2千万円を超える方、給与所得や退職所得以外の各種所得(農業所得など)金額の合計額が20万円を超える方や給与を2力以上からもらっている方

市役所会議棟での申告受付

とき 2月16日(月) 3月16日(月) 午前9時 午後5時(土・日を除く)
ところ 市役所会議棟
 混雑を緩和するため、地区ごとに日にちが違います。左記の表を参考にお出掛けください。

日	対象地区
2月16日(月) 20日(金)	大井町
3月2日(月) 3日(火)	東野
4日(水)	飯地町
5日(木)	中野方町
6日(金)	笠置町
9日(月)	武並町
10日(火)	三郷町
11日(水) 16日(月)	市内全域



各地区での申告受付

期間中、各地区でも申告相談を行います。混雑が予想されますので、市役所会議棟へお越しいただける方は、会議棟での申告相談をお願いします。

申告会場	とき	対象地区
飯地公民館	2月16日(月)	飯地町全域
中野方コミュニティーセンター	17日(火) 18日(水)	5区 11区
武並コミュニティーセンター	19日(木)	藤
J A 恵那北部支店	20日(金)	竹折
三郷公民館	23日(月) 24日(火)	毛呂窪・本郷 姫栗・河合
南部5町 各振興事務所	25日(水)	野井
	26日(木)	佐々良木 棕実
	2月16日(月)	岩村町全域
	2月16日(月)	山岡町全域
	3月16日(月)	明智町全域
	(土・日を除く)	串原全域

申告に必要なもの

送付された市・県民税申告書または簡易申告書 印鑑 平成20年中の収入金額の分かるもの・源泉徴

なお給与所得者や年金受給者でも、多額の医療費の支払いや住宅ローンなどで住宅を建てた場合は、確定申告で所得税が還付になる場合があります。

岩村会場を開設

期間中、中津川商工会議所ホールへ行くことができない方は、岩村の会場をご利用ください。
 なお住民基本台帳カードに格納された、電子証明書を利用した国税電子申告納税システム(e-Tax)による申告の受け付けも行います。
とき 2月23日(月) 2月27日(金) 午前9時半 午後4時半
ところ 岩村振興事務所

マイホームを取得された方の住宅借入金等特別控除説明会

とき 2月10日(火) 午前の部 9時半 午後の部 1時半
ところ 恵那文化センター集会所
 詳細は、本紙1月1日号の28ページをご覧ください

問い合わせ 中津川税務署☎0573 66 1202
 2月2日(月) 3月16日(月)は、自動音声案内に従い「0」(確定申告テレフォンセンター)をダイヤル

収票(給与所得、公的年金・報酬等支払調書・事業の収支が分かる書類、保険料控除証明書(社会保険料、個人年金・生命保険・地震保険料)申告で、国民年金保険料などの社会保険料控除を受ける場合は、支払証明書の添付が義務付けられています。社会保険庁などから送付された証明書をご持参ください

市・県民税の住宅ローン控除

平成18年末までに入居され、平成20年分以降も所得税の住宅借入金等特別控除を受けている方で、税源移譲により所得税が減額されたことにより、平成20年分の年末調整または確定申告後の所得税で住宅借入金等特別控除が控除しきれなくなつた方は、お住まいの市町村に申告を行うことで、減額した控除額について翌年の市・県民税で控除を受けることができます。毎年3月15日(本年は3月16日)までに「市・県民税住宅借入金等特別控除申告書」を提出してください。

申告書の提出方法

確定申告をされる方 確定申告書と一緒に、税務署か申告される会場へ提出してください。
 確定申告をされない方 年末調整をした勤務先で交付を受けた源泉徴

市・県民税申告

平成21年度の市・県民税は、平成21年1月1日現在、市内に住所を有する方で、平成20年中の所得を基準に算出します。期間内に所得の申告を行ってください。

申告の必要な方

1月1日に恵那市に住所のある方は、原則として申告が必要です。ただし、次の方は申告の必要はありません。
 確定申告をされた方

給与支払報告書や公的年金支払報告書が提出されている方で、ほかに所得のない方(ただし社会保険料控除、生命保険料控除、配偶者控除、扶養控除などの控除を受けようとする方は申告が必要です)
注意 平成20年中に所得のなかった方でも、国民健康保険に加入している方は、保険料の算定のため、簡易申告書の提出が必要です。また扶養認定などのため、所得証明書などが必要な方も申告書の提出をお勧めします。

市・県民税の申告受付会場

期間中はどの会場でも受け付けますので、最寄りの会場へお出掛けください。

収票を添付して、市役所税務課または各振興事務所へ提出してください。

確定申告をされる場合とされない場合では、申告書の様式が異なります。詳しくは、市役所税務課へお問い合わせください。

問い合わせ 市役所税務課(内線504・506)

要介護・要支援認定を受けている方も障害者控除の対象に

65歳以上の方で、介護保険制度に基づき要介護1・5・要支援2の認定を受けている方は、障害者手帳などを取得していなくても、所得税法や地方税法上の「障害者控除」の申告ができます。この控除を受けるために必要な「障害者控除対象者認定書」は随時交付していますので、必要な方は「介護保険被保険者証」をご持参の上、高齢福祉課か、お近くの振興事務所までお越しください。

なお本人と同一世帯(住民登録上)以外の方が手続きを行う場合は、委任状が必要です。

問い合わせ 市役所高齢福祉課(内線124・125)